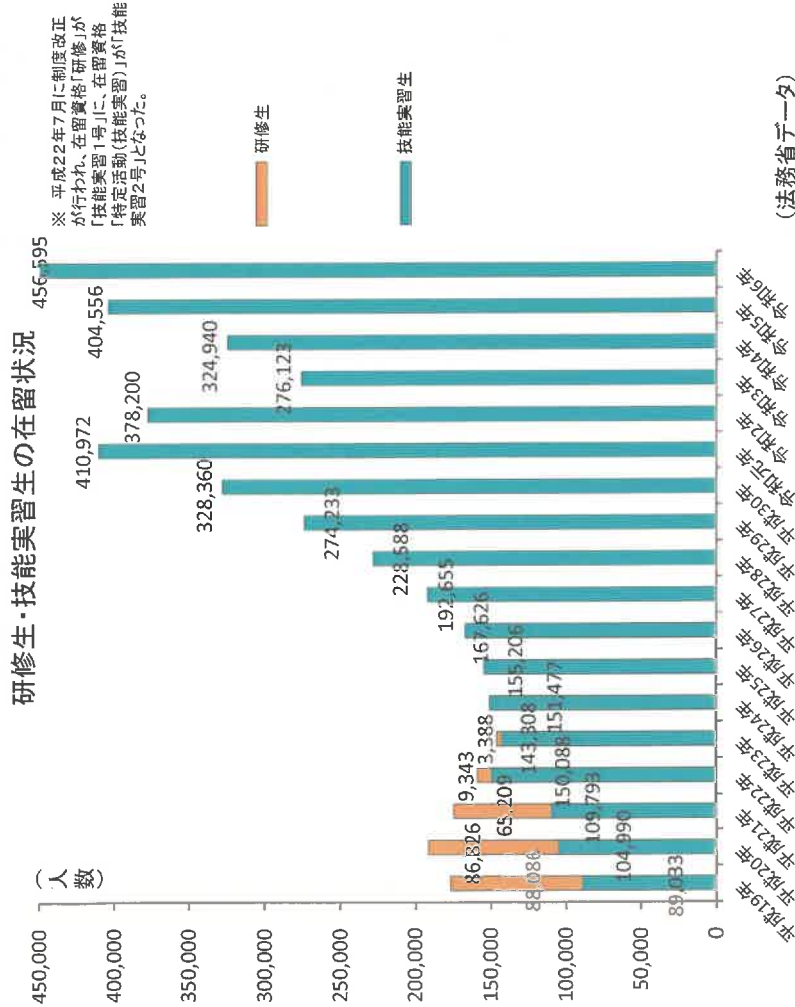
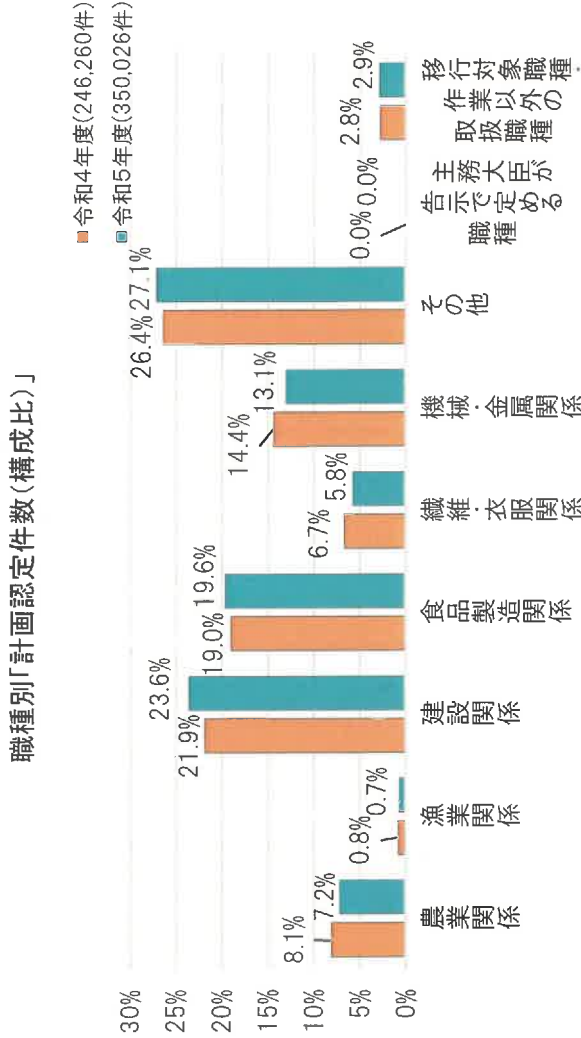


技能実習制度の現状

1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



(令和5年度「外国人技能実習機構統計」)

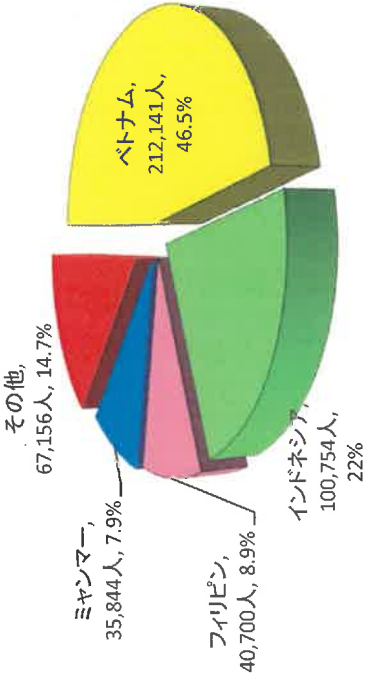
4 団体監理型の受入れが98.4%

令和6年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和6年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



職種・作業別

在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

職種・作業別

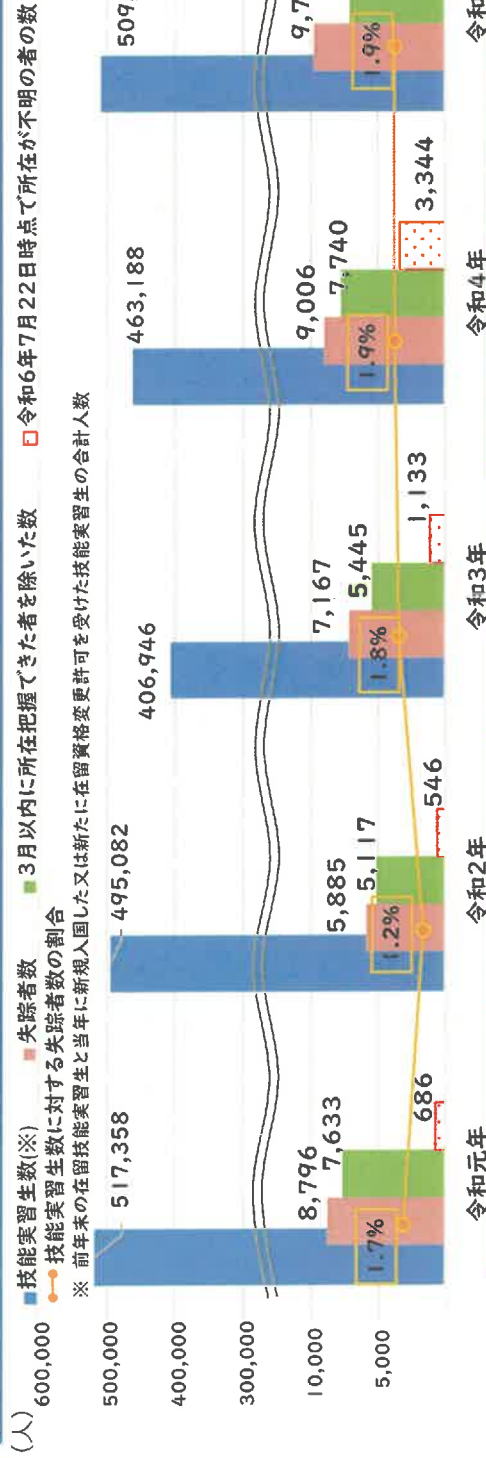
在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

1 農業・林業関係 (31,635人)			4 食品製造関係 (111職種 19作業) (26,086人)			6 機械・金属関係 (17職種 34作業) (60,781人)				
職種名	作業名	在留者数 (人)	職種名	作業名	在留者数 (人)	職種名	作業名	在留者数 (人)		
林業関係 (25,640人)	施設園芸	13,950	非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩漬食品製造	7,291	電気機器組立て (2,292人)	印字機組立て	342		
	畑作・野菜	11,141		乾製食品製造	2,354		変圧器組立て	75		
	果樹	549		発酵食品製造	938		配電盤・制御盤組立て	1,187		
	養蚕業●	1,239		調理加工食品製造	550		印刷用機器組立て	323		
	養蜂業●	2,083		生食用加工食品製造	5,378		印刷用機器修繕製作	365		
林業 (0人)	酪農	2,673	水産練り製品製造 (1,460人)	かまぼこ製品製造	1,460	プリント配線板製造 (1,104人)	プリント配線板設計	7		
	肉林・素材生産作業	0		牛豚肉処理加工業● (3,541人)	3,511		プリント配線板製造	1,097		
2 漁業関係 (21職種 10作業) (3,352人)			ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,697人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,697	アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (28人)	引抜加工	2		
漁業関係● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321		パン製造	6,345		仕上げ	26		
	延縄漁業	49		そう菜加工	6,345		全体熱処理	25		
	いか釣り漁業	110		農産物凍結乾燥	45,435		表面熱処理 (炭炭・炭炭炭化・炭化)	9		
	まき網漁業	555		農産物凍結乾燥	45,435		部分熱処理 (高周波熱処理・炭炭炭化)	10		
	釣り網漁業	247	医療・福祉施設給食製造●△ (4,391人)	医療・福祉施設給食製造	765	7 その他 (21職種 38作業) (127,617人)				
養蚕業● (1,867人)	定置網漁業	118		養蚕業● (1,867人)	1,867	製菓	製菓手加工	2,333		
	刺し網漁業	35		養蚕業● (1,867人)	1,867		オフセット印刷	1,315		
	定置網漁業	118		養蚕業● (1,867人)	1,867		グラビア印刷●△	438		
	刺し網漁業	35		養蚕業● (1,867人)	1,867		製本	1,979		
	定置網漁業	118		養蚕業● (1,867人)	1,867		プレスチヤック成形 (20,066人)	1,780		
3 建設関係 (22職種 33作業) (106,568人)			防錆塗装● (772人)	防錆塗装	772	強化プラスチック成形 (898人)	手糊・積層成形	1,233		
建設関係● (2,579人)	パーカッション式さく井工事	116		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ラクトン式さく井工事	388		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ダクト板金	988		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	内外表板金	1,586		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
冷凍空調和機器施工 (945人)	冷凍空調和機器施工	945		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	大工工事	4,519		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建築大工 (4,519人)	4,519		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	型枠施工 (13,157人)	13,157		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	鉄筋施工 (10,743人)	10,743		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
土木 (30,627人)	土木	30,627		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	石材加工	248		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	石張り	248		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	タイル張り (893人)	893		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	かわらぶき (500人)	500		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
左官 (3,799人)	左官	3,799		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	左官 (3,799人)	3,799		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	左官 (3,799人)	3,799		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	左官 (3,799人)	3,799		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	左官 (3,799人)	3,799		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
建築配管 (4,318人)	建築配管	4,318		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建築配管 (4,318人)	4,318		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建築配管 (4,318人)	4,318		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建築配管 (4,318人)	4,318		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建築配管 (4,318人)	4,318		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
熱処理 (1,618人)	熱処理	1,618		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	熱処理 (1,618人)	1,618		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	熱処理 (1,618人)	1,618		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	熱処理 (1,618人)	1,618		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	熱処理 (1,618人)	1,618		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
内装仕上げ施工 (5,873人)	内装仕上げ施工	5,873		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	内装仕上げ施工 (5,873人)	5,873		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	内装仕上げ施工 (5,873人)	5,873		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	内装仕上げ施工 (5,873人)	5,873		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	内装仕上げ施工 (5,873人)	5,873		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
サッシ施工 (529人)	サッシ施工	529		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	サッシ施工 (529人)	529		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	サッシ施工 (529人)	529		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	サッシ施工 (529人)	529		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	サッシ施工 (529人)	529		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
防水施工 (3,999人)	防水施工	3,999		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	防水施工 (3,999人)	3,999		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	防水施工 (3,999人)	3,999		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	防水施工 (3,999人)	3,999		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	防水施工 (3,999人)	3,999		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
コンクリート圧送施工 (919人)	コンクリート圧送施工	919		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	コンクリート圧送施工 (919人)	919		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	コンクリート圧送施工 (919人)	919		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	コンクリート圧送施工 (919人)	919		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	コンクリート圧送施工 (919人)	919		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
ウェルポイント施工 (37人)	ウェルポイント施工	37		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ウェルポイント施工 (37人)	37		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ウェルポイント施工 (37人)	37		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ウェルポイント施工 (37人)	37		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	ウェルポイント施工 (37人)	37		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
塗装 (905人)	塗装	905		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	塗装 (905人)	905		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	塗装 (905人)	905		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	塗装 (905人)	905		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	塗装 (905人)	905		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
建設機械施工 (18,954人)	建設機械施工	18,954		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建設機械施工 (18,954人)	18,954		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建設機械施工 (18,954人)	18,954		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建設機械施工 (18,954人)	18,954		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	建設機械施工 (18,954人)	18,954		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
炭炉 (344人)	炭炉	344		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	炭炉 (344人)	344		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	炭炉 (344人)	344		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	炭炉 (344人)	344		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
	炭炉 (344人)	344		防錆塗装	772		手糊・積層成形	1,233	手糊・積層成形	1,233
4 食品製造関係 (111職種 19作業) (92,627人)				アルミニウム腐蝕酸処理 (440人)	アルミニウム腐蝕酸処理		440	主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業)) (106人)	主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106
缶詰巻封 (601人)	缶詰巻封	601			アルミニウム腐蝕酸処理		440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106
	缶詰巻封 (601人)	601			アルミニウム腐蝕酸処理		440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106
	缶詰巻封 (601人)	601			アルミニウム腐蝕酸処理		440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106
	缶詰巻封 (601人)	601			アルミニウム腐蝕酸処理		440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106
	缶詰巻封 (601人)	601		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
食鳥処理加工業 (4,550人)	食鳥処理加工業	4,550		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	食鳥処理加工業 (4,550人)	4,550		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	食鳥処理加工業 (4,550人)	4,550		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	食鳥処理加工業 (4,550人)	4,550		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	食鳥処理加工業 (4,550人)	4,550		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	加熱性水産加工食品製造業	6,336		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱性水産加工食品製造業 (6,336人)	6,336		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱性水産加工食品製造業 (6,336人)	6,336		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱性水産加工食品製造業 (6,336人)	6,336		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱性水産加工食品製造業 (6,336人)	6,336		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
加熱乾燥製品製造 (1,076人)	加熱乾燥製品製造	1,076		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱乾燥製品製造 (1,076人)	1,076		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱乾燥製品製造 (1,076人)	1,076		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱乾燥製品製造 (1,076人)	1,076		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	加熱乾燥製品製造 (1,076人)	1,076		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
調味加工品製造 (4,627人)	調味加工品製造	4,627		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	調味加工品製造 (4,627人)	4,627		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	調味加工品製造 (4,627人)	4,627		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	調味加工品製造 (4,627人)	4,627		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	調味加工品製造 (4,627人)	4,627		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
くん製品製造 (78人)	くん製品製造	78		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	くん製品製造 (78人)	78		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	くん製品製造 (78人)	78		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	くん製品製造 (78人)	78		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		
	くん製品製造 (78人)	78		アルミニウム腐蝕酸処理	440		主務大臣が告示で定める職種 (社内特定型の職種・作業 (2職種 4作業))	106		

技能実習生の失踪者の状況（推移）

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

失踪技能実習生数 (①)【累計】	40,607
所在が判明した者 (②)【累計】	30,631
把握率 (②/①)	75.4%
所在が不明の者 (①-②)	9,976

詳細は6ページ参照

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	7,633	5,117	7,167	5,445
ベトナム	6,105	5,515	3,371	4,772	3,747
ミャンマー	347	174	149	447	108
中国	1,330	1,148	868	896	749
カンボジア	462	303	343	667	491
インドネシア	307	290	223	208	191
フィリピン	85	69	38	47	40
モンゴル	42	41	33	31	25
タイ	61	52	58	74	71
バングラデシュ	17	7	5	1	1
ラオス	16	15	3	8	8
その他	24	19	26	16	14
計	8,796	7,633	5,117	7,167	5,445
失踪者数	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
失踪者数の割合(%)	1.7%	1.2%	1.8%	1.9%	1.9%

注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※ かつこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合

失踪技能実習生の所在把握状況（令和5年分）

○ 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。

○ 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。

○ ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できしており、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。

※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

（人）

国籍	失踪者数（①）	3月以内に所在把握できた者（②）		把握率 （②／①）
		3月以内に所在把握できた者（②）	3月以内に所在把握できなかった者	
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端 緒	人 数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総 計	2,660



うち、ミャンマー人の所在把握状況

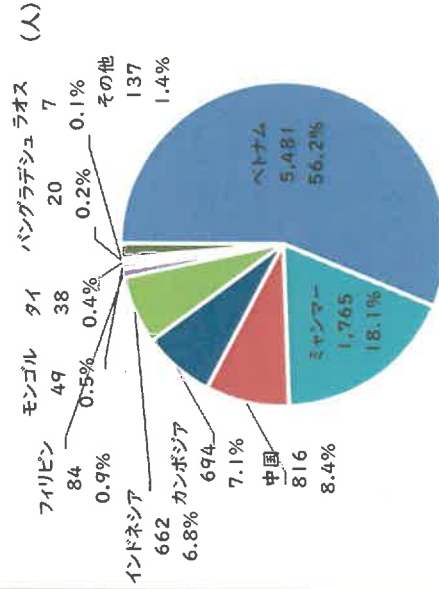
端 緒	人 数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総 計	1,760

ベトナム・ミャンマー人技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した(約8.9%減)。
→ 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、来日前の技能実習生が増えた(約190.8%増)。
→ 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人(令和5年)



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

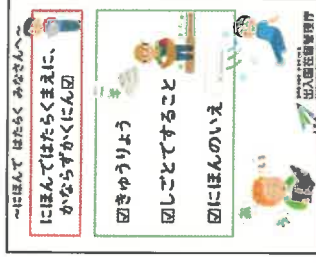
失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置を実施(令和3年)
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され(令和4年)、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置の見直しについて

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

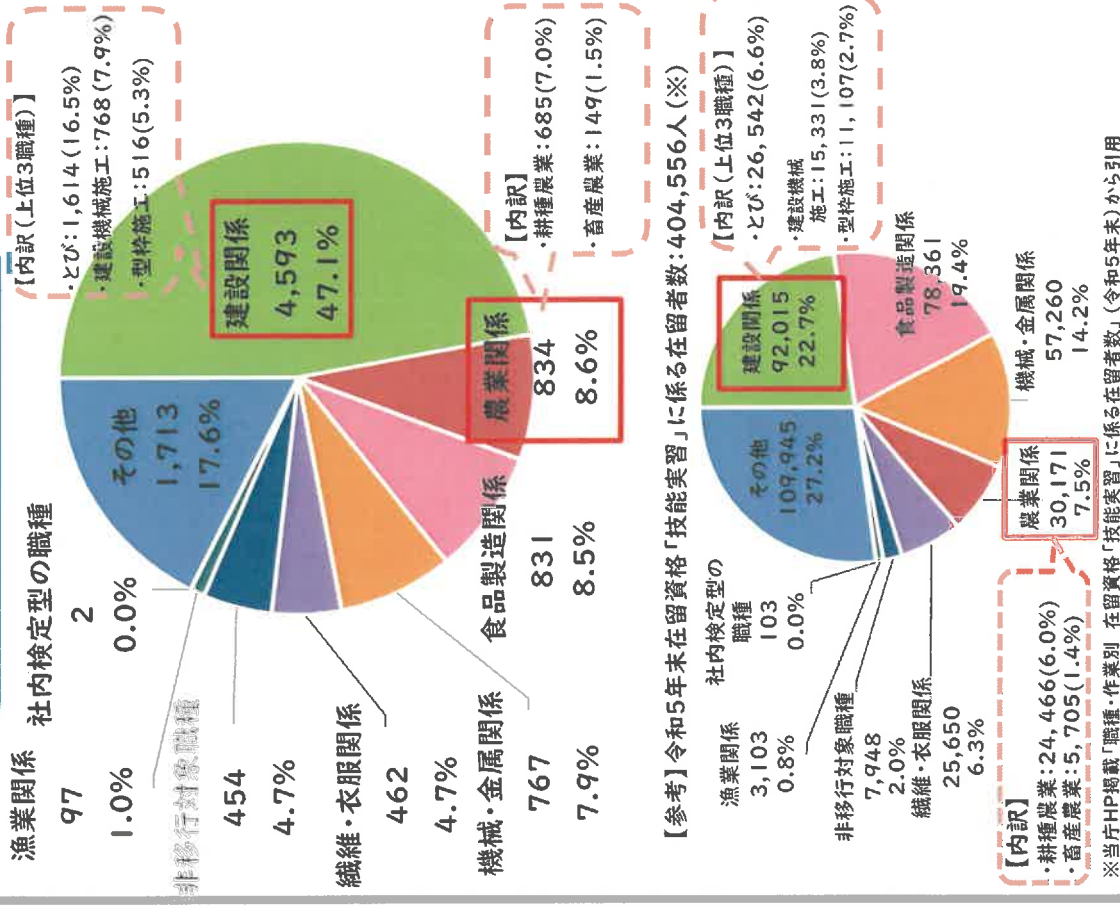
対応策

- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

【参考】失踪技能実習生の所在把握状況

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

令和6年7月22日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数(①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳						把握率 (②／①)	所在が 不明の者 (①－②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他(注2)			
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267	
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344	
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133	
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546	
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686	
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976	

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。
(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

都道府県	失踪者数…① (令和5年)	【参考】		都道府県	失踪者数…① (令和5年)	【参考】		都道府県	失踪者数…① (令和5年)	【参考】	
		①÷②	在留者数…②			①÷②	在留者数…②			①÷②	在留者数…②
北海道	316		14,157	滋賀県	124	2.2%	5,882	滋賀県	124	2.1%	5,882
青森県	89		2,948	京都府	132	⑤ 3.0%	5,752	京都府	132	2.3%	5,752
岩手県	97		3,460	大阪府	② 730	2.8%	20,555	大阪府	② 730	② 3.6%	20,555
宮城県	100		5,161	兵庫県	279	1.9%	13,548	兵庫県	279	2.1%	13,548
秋田県	37		1,699	奈良県	63	2.2%	3,063	奈良県	63	2.1%	3,063
山形県	65		2,540	和歌山県	36	2.6%	1,777	和歌山県	36	2.0%	1,777
福島県	115		4,633	鳥取県	57	2.5%	1,767	鳥取県	57	④ 3.2%	1,767
茨城県	394		16,659	島根県	30	2.4%	2,095	島根県	30	1.4%	2,095
栃木県	158		8,587	岡山県	187	1.8%	9,641	岡山県	187	1.9%	9,641
群馬県	213		10,463	広島県	397	2.0%	15,040	広島県	397	2.6%	15,040
埼玉県	⑤ 482		22,592	山口県	142	2.1%	4,997	山口県	142	2.8%	4,997
千葉県	④ 516		20,842	徳島県	77	2.5%	2,765	徳島県	77	2.8%	2,765
東京都	③ 598	① 4.1%	14,725	香川県	126	① 4.1%	5,771	香川県	126	2.2%	5,771
神奈川県	455		17,100	愛媛県	136	2.7%	6,660	愛媛県	136	2.0%	6,660
新潟県	122		5,005	高知県	50	2.4%	1,962	高知県	50	2.5%	1,962
富山県	162		6,047	福岡県	463	2.7%	15,445	福岡県	463	3.0%	15,445
石川県	115		5,176	佐賀県	68	2.2%	3,219	佐賀県	68	2.1%	3,219
福井県	103		4,684	長崎県	107	2.2%	3,256	長崎県	107	③ 3.3%	3,256
山梨県	68		2,651	熊本県	221	2.6%	9,064	熊本県	221	2.4%	9,064
長野県	130		6,163	大分県	127	2.1%	4,768	大分県	127	2.7%	4,768
岐阜県	279		14,879	宮崎県	102	1.9%	4,225	宮崎県	102	2.4%	4,225
静岡県	311		14,653	鹿児島県	168	2.1%	6,400	鹿児島県	168	2.6%	6,400
愛知県	① 783		37,384	沖縄県	78	2.1%	2,811	沖縄県	78	2.8%	2,811
三重県	145		11,007	総計	9,753	1.3%	403,678	総計	9,753	2.4%	403,678

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

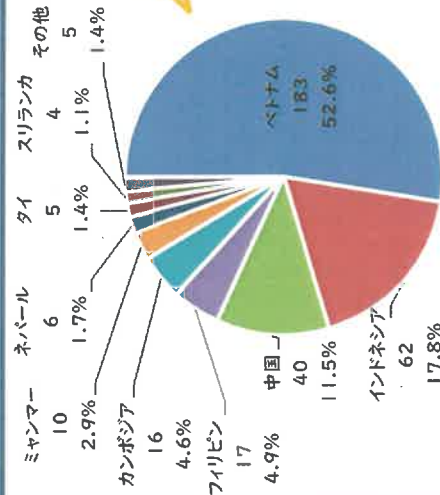
(単位:人) 7

【参考】特定技能外国人の失踪者の状況

○ 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。

○ 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。

国籍別

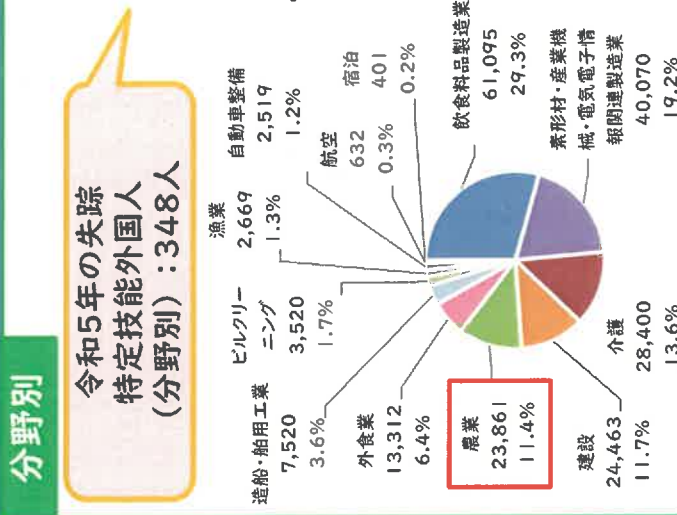


令和5年の失踪特定技能外国人（国籍別）：348人

【参考】国籍別特定技能外国人人数

令和5年：233,728人
（令和4年末の在留特定技能外国人と令和5年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数）

分野別



令和5年の失踪特定技能外国人（分野別）：348人

【参考】分野別特定技能在留外国人人数
令和5年末：208,462人

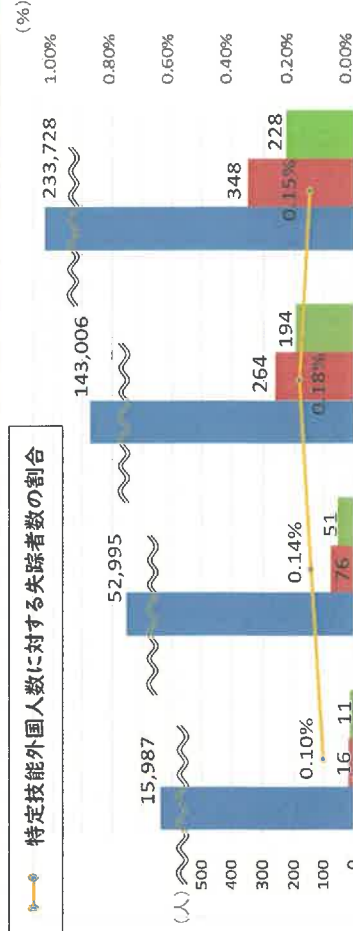
特定技能外国人の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	0	0	11	194	348
ベトナム	0	0	11	105	183
インドネシア	0	0	8	39	62
中国	0	0	4	32	40
フィリピン	0	0	0	4	17
カンボジア	0	0	11	31	16
ミャンマー	0	0	0	4	10
その他	0	1	9	12	20

（※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数）

注 本資料に含まれる特定技能外国人の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

特定技能外国人人数に対する失踪者数の割合



■ 特定技能外国人人数（※2） ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在把握できた者を除いた数
（※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数）

職種別技能実習生の失踪者数(令和元年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種農業	924	785
	2	畜産農業	208	181
		小計	1,132	966
漁業関係	3	漁船漁業	15	13
	4	養殖業	97	91
		小計	112	104
建設関係	5	さく井	6	6
	6	建築板金	39	32
	7	冷凍空気調和機器施工	23	21
	8	建築製作用	13	12
	9	建築大工	144	129
	10	型枠施工	487	456
	11	鉄筋施工	371	328
	12	とび	1,420	1,269
	13	石村施工	16	13
	14	タイル張り	43	37
	15	かわらぶき	22	20
	16	左官	100	87
	17	配管	138	124
	18	熱絶縁施工	15	15
	19	内装仕上げ施工	137	126
	20	サッシ施工	15	13
	21	防水施工	147	125
	22	コンクリート圧送施工	47	43
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	23	17
	25	建設機械施工	386	321
	26	築炉	0	0
		小計	3,592	3,194
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	51	40
	29	加熱性水産加工食品製造業	155	132
	30	非加熱性水産加工食品製造業	257	212
	31	水産練り製品製造	25	24
	32	牛豚食肉処理加工業	46	41
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	29	24
	34	パン製造	40	30
	35	そう菜製造業	276	226
	36	農産物漬物製造業	5	5
		小計	890	739
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	12
	38	織布運転	22	21
	39	染色	11	9
	40	ニット製品製造	5	4
	41	たて編ニット生地製造	4	4
	42	婦人子供服製造	397	320
	43	紳士服製造	25	21
	44	下着類製造	9	6
	45	寝具製作	18	9
	46	カーベット製造	3	3
	47	帆布製品製造	19	17
	48	布はく縫製	7	5
	49	座席シート縫製	21	20
		小計	556	451
機械・金属関係	50	鋳造	57	52
	51	鍛造	0	0
	52	イカスト	15	12
	53	機械加工	156	136
	54	金属プレス加工	115	99
	55	鉄板加工	77	66
	56	工場板金	45	39
	57	めっき	35	34
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	4
	59	仕上げ	29	24
	60	機械検査	30	29
	61	機械保全	38	32
	62	電子機器組立て	116	106
	63	電気機器組立て	20	17
	64	プリント配線板製造	3	3
		小計	741	653
その他	65	家具製作	42	39
	66	印刷	22	20
	67	製本	20	19
	68	プラスチック成形	186	146
	69	強化プラスチック成形	16	15
	70	塗装	318	267
	71	溶接	416	371
	72	包装業	108	98
	73	紙器・段ボール箱製造	26	18
	74	陶磁器工業製品製造	5	5
	75	自動車整備	33	30
	76	ビルクリーニング	37	30
	77	介護	3	2
	78	リネンサブライ	20	19
		小計	1,252	1,079
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	447
合計			8,796	7,633

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に在留中に、監視団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない)。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和2年)

[速報値]

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種農	544	469
	2	畜産農	101	96
		小計	645	565
漁業関係	3	漁船漁	8	7
	4	養殖	54	49
		小計	62	56
建設関係	5	さく井	5	3
	6	建築板金	44	42
	7	冷凍空調機器施工	17	14
	8	建築器具製作	3	3
	9	建築大工	126	118
	10	型枠施工	312	270
	11	鉄筋施工	313	288
	12	とび	979	869
	13	石村施工	16	15
	14	タイル張り	26	21
	15	かわらぶき	22	21
	16	左官	82	70
	17	配管	110	94
	18	熱絶縁施工	11	10
	19	内装仕上げ施工	131	118
	20	サッシ施工	13	13
	21	防水施工	106	97
	22	コンクリート圧送施工	34	30
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	14	10
	25	建設機械施工	322	284
	26	築炉	7	7
		小計	2,693	2,397
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工	30	28
	29	加熱性水産加工食品製造	60	53
	30	非加熱性水産加工食品製造	147	129
	31	水産練り製品・製造	16	15
	32	牛豚食肉処理加工	29	25
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	18
	34	パン製造	16	13
	35	そう菜製造	180	146
	36	農産物漬物製造	3	3
	37	医療・福祉施設給食製造	0	0
		小計	507	435
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	14
	39	織布運転	20	17
	40	染色	10	6
	41	ニット製品製造	14	12
	42	たて編ニット生地製造	4	4
	43	婦人子供服製造	249	198
	44	紳士服製造	18	14
	45	下着類製造	4	4
	46	寝具製作	2	2
	47	カーベット製造	1	1
	48	帆布製品製造	14	14
	49	布はく縫製	4	4
	50	座席シート縫製	23	18
		小計	381	308
機械・金属関係	51	鋳造	36	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	9	8
	54	機械加工	78	65
	55	金属プレス加工	71	63
	56	鉄工	58	50
	57	工場板金	29	25
	58	めっき	15	13
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	4
	60	仕上げ	17	13
	61	機械検査	32	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	59	50
	64	電気機器組立て	16	15
	65	プリント配線板製造	7	5
		小計	454	392
その他	66	家具製作	23	20
	67	印刷	9	8
	68	製本	11	9
	69	プラスチック成形	114	99
	70	強化プラスチック成形	8	5
	71	塗装	212	186
	72	溶接	281	239
	73	工業包装	101	88
	74	紙器・段ボール箱製造	30	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	5
	76	自動車整備	27	25
	77	ビルクリーニング	53	45
	78	介護	7	6
	79	リネンサブライ	17	15
	80	コンクリート製品製造	0	0
	81	宿泊	0	0
		小計	899	771
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	193
合計			5,885	5,117

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和3年)

[速報値]

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種業	587	475
	2	畜産業	91	65
		小計	678	540
漁業関係	3	漁業	5	4
	4	養殖業	50	44
		小計	55	48
建設関係	5	土木建築業	10	10
	6	建築業	60	45
	7	冷凍空調機器施工	25	18
	8	建築器具製作	6	6
	9	建築大工	157	106
	10	型枠施工	477	366
	11	鉄筋施工	394	309
	12	土工	1,527	1,163
	13	石材施工	18	12
	14	タイル張り	32	24
	15	かわらぶき	26	24
	16	左官	94	74
	17	配管	125	102
	18	熱絶縁施工	28	17
	19	内装仕上り施工	165	125
	20	サッシ施工	15	11
	21	防水施工	149	111
	22	コンクリート圧送施工	40	33
	23	ウェルポイント施工	2	2
	24	表装	26	17
	25	建設機械施工	453	325
	26	築炉	9	8
		小計	3,838	2,908
食品製造関係	27	缶詰業	9	6
	28	食鳥処理加工業	29	22
	29	加熱性水産加工食品製造業	70	56
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144	104
	31	水産練り製品製造	11	7
	32	牛豚食肉処理加工業	19	15
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	9
	34	パン製造	21	15
	35	そうめん製造業	175	120
	36	農産物漬物製造業	3	1
	37	医療・福祉施設給食製造	6	6
		小計	498	361
繊維・衣服関係	38	紡績業	9	5
	39	織布業	24	19
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	11	6
	42	たて編ニット生地製造	3	3
	43	婦人子供服製造	277	220
	44	紳士服製造	19	15
	45	下着類製造	6	4
	46	寝具製作	7	6
	47	カーペット製造	0	0
	48	帆布製品製造	20	19
	49	布はく縫製	5	5
	50	座席シート縫製	23	12
		小計	409	318
機械・金属関係	51	鋳造	44	34
	52	鍛造	1	1
	53	ダイカスト	11	11
	54	機械加工	73	59
	55	金属プレス加工	63	47
	56	鉄板加工	84	67
	57	工場板金	23	17
	58	めっき	21	19
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	1
	60	仕上げ	25	19
	61	機械検査	36	22
	62	機械保全	24	15
	63	電子機器組立て	38	29
	64	電気機器組立て	14	8
	65	プリント配線板製造	3	2
		小計	461	351
その他	66	家具製作	32	26
	67	印刷	22	15
	68	製本	8	3
	69	プラスチック成形	122	90
	70	強化プラスチック成形	27	20
	71	塗装	263	200
	72	溶接	354	275
	73	包装業	132	96
	74	紙器・段ボール箱製造	26	18
	75	陶磁器工業製品製造	5	5
	76	自動車整備	43	38
	77	ビルクリーニング	74	52
	78	介護	23	14
	79	リネンサブライ	16	13
	80	コンクリート製品製造	9	8
	81	宿泊	0	0
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	0	0
		小計	1,156	873
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	46
合 計			7,167	5,445

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施団臨時届出書が提出された者を基にしたもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない)。

(注2) 技能実習実施団臨時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和4年)

[速報値]

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種農作業	779	660
	2	畜産農作業	169	142
		小計	948	802
漁業関係	3	漁船漁業	14	12
	4	養殖漁業	79	75
		小計	93	87
建設関係	5	さく井	26	24
	6	建築板金	99	94
	7	冷凍空調機器施工	31	26
	8	建築器具製作	7	6
	9	建築大工	142	118
	10	型枠施工	593	535
	11	鉄筋施工	438	389
	12	とび	1,785	1,525
	13	石村施工	21	18
	14	タイル張り	43	38
	15	かわぶき	24	24
	16	左官	147	134
	17	配管	173	151
	18	熱絶縁施工	49	47
	19	内装仕上げ施工	199	168
	20	サッシ施工	17	12
	21	防水施工	170	140
	22	コンクリート圧送施工	49	46
	23	ウエルポイント施工	4	4
	24	表装	26	19
	25	建設機械施工	666	559
	26	築炉	8	6
		小計	4,717	4,083
食品製造関係	27	缶詰巻締	7	5
	28	食鳥処理加工業	33	26
	29	加熱性水産加工食品製造業	103	87
	30	非加熱性水産加工食品製造業	173	145
	31	水産練り製品製造	15	12
	32	牛豚食肉処理加工業	29	27
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	22
	34	パン製造	46	40
	35	そう菜製造業	251	199
	36	農産物漬物製造業	4	4
	37	医療・福祉施設給食製造	14	13
繊維・衣服関係		小計	697	580
	38	紡績運転	4	4
	39	織布運転	18	17
	40	染色	8	6
	41	ニット製品製造	9	9
	42	たて編ニット生地製造	6	5
	43	婦人子供服製造	240	208
	44	紳士服製造	13	12
	45	下着類製造	12	11
	46	縫製製作	9	8
	47	カーベット製造	2	2
	48	帆布製品製造	14	13
	49	布はく縫製	8	2
	50	座席シート縫製	31	31
機械・金属関係		小計	374	328
	51	鋳造	43	33
	52	鍛造	0	0
	53	グイカスト	11	10
	54	機械加工	93	81
	55	金属プレス加工	72	61
	56	鉄工	103	94
	57	工場板金	53	46
	58	めっき	33	27
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	2
	60	仕上	23	17
	61	機械検査	30	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	33	27
	64	電気機器組立て	23	19
	65	プリント配線板製造	4	3
その他		小計	546	468
	66	家具製作	36	31
	67	印刷	24	21
	68	製本	13	12
	69	プラスチック成形	149	125
	70	強化プラスチック成形	16	11
	71	塗装	336	282
	72	溶接	435	387
	73	工業包装	165	142
	74	紙器・段ボール箱製造	25	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	6
	76	自動車整備	57	48
	77	ビルクリーニング	93	75
	78	介護	75	40
	79	リネンサブライ	23	23
	80	コンクリート製品製造	33	33
	81	宿泊	3	3
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	1	1
	85	鉄道車両整備	0	0
社内検定型		小計	1,490	1,261
	86	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	141	131
合計			9,006	7,740

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施機関臨時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 技能実習実施機関臨時届出書の受理から、3月以内の出入国留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和5年)

[速報値]

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種業	685	505
	2	畜産業	149	114
		小計	834	619
漁業関係	3	漁業	18	16
	4	養殖業	79	69
		小計	97	85
建設関係	5	土木建築業	15	8
	6	建築業	106	86
	7	冷凍空調機器施工業	29	24
	8	建築器具製作業	6	6
	9	建築大工業	149	105
	10	型枠施工業	516	387
	11	鉄筋施工業	453	304
	12	とび	1,614	1,079
	13	石工	13	11
	14	タイル張り	32	23
	15	かわぶき	28	21
	16	左官	168	116
	17	配管	185	136
	18	熱絶縁施工業	35	22
	19	内装仕上り施工業	164	124
	20	サッシ施工業	16	13
	21	防水施工業	195	139
	22	コンクリート圧送施工業	71	44
	23	ウェルポイント施工業	1	1
	24	表装	24	19
	25	建設機械施工業	768	539
	26	炭炉	5	2
		小計	4,593	3,209
食品製造関係	27	缶詰業	6	5
	28	食肉処理加工業	36	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	97	80
	30	非加熱性水産加工食品製造業	233	156
	31	水産練り製品製造業	19	16
	32	牛豚食肉処理加工業	63	42
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	14	11
	34	パン製造業	26	21
	35	そうめん製造業	299	233
	36	農産物漬物製造業	6	6
	37	医療・福祉施設給食製造業	32	23
		小計	831	621
繊維・衣服関係	38	紡績業	9	4
	39	織布業	18	14
	40	染色業	5	4
	41	ニット製品製造業	8	8
	42	たて綿ニット生地製造業	2	2
	43	婦人子供服製造業	300	216
	44	紳士服製造業	27	9
	45	下着類製造業	12	12
	46	寝具製作業	17	15
	47	カーペット製造業	2	1
	48	帆布製品製造業	28	20
	49	布はく縫製業	6	5
	50	座席シート縫製業	28	21
		小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造業	70	47
	52	鍛造業	8	2
	53	ダイカスト	12	10
	54	機械加工業	152	117
	55	金属プレス加工業	109	91
	56	鉄工業	98	86
	57	工場板金	52	43
	58	めっき	44	30
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3
	60	仕上げ	48	39
	61	機械検査	56	38
	62	機械保全	23	16
	63	電子機器組立て	67	43
	64	電気機器組立て	10	9
	65	プリント配線板製造業	11	10
	66	アルミニウム圧延・押出製品製造業	0	0
	67	金属熱処理業	0	0
		小計	767	584
その他	68	家具製作業	54	40
	69	印刷業	36	29
	70	製本業	29	24
	71	プラスチック成形業	179	141
	72	強化プラスチック成形業	14	13
	73	塗装業	342	249
	74	溶接業	442	367
	75	工業包装業	225	170
	76	紙器・段ボール箱製造業	38	30
	77	陶磁器工業製品製造業	3	3
	78	自動車整備業	69	53
	79	ビルクリーニング	81	48
	80	介護業	121	22
	81	リネンサブライ	22	18
	82	コンクリート製品製造業	36	31
	83	宿泊業	9	4
	84	R F 製造業	4	4
	85	鉄道施設保守整備業	2	2
	86	ゴム製品製造業	7	6
	87	鉄道車両整備業	0	0
	88	木材加工業	0	0
		小計	1,713	1,254
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1
	90	ボイラーメンテナンス	0	0
		小計	2	1
非移行対象職種	91	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	454	389
合計			9,753	7,093

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない)。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

都道府県別技能実習生の失踪者数

【速報値】

都道府県名	令和元年	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)	
総計	8,796	5,885	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093
北海道	283	154	192	150	300	248	316	212
青森県	43	44	52	39	85	74	89	67
岩手県	65	31	38	27	61	54	97	44
宮城県	122	66	55	43	84	70	100	64
秋田県	14	24	39	35	25	20	37	30
山形県	48	46	49	38	74	61	65	57
福島県	86	57	77	51	88	81	115	82
茨城県	477	320	417	334	405	362	394	292
栃木県	152	94	131	110	134	119	158	116
群馬県	219	157	152	118	190	171	213	178
埼玉県	526	382	397	307	509	442	482	380
千葉県	550	357	384	288	466	405	516	355
東京都	538	367	385	281	588	491	598	429
神奈川県	355	275	336	266	405	346	455	315
新潟県	71	54	61	48	103	88	122	92
富山県	174	100	144	120	106	95	162	136
石川県	132	90	77	53	128	112	115	92
福井県	122	101	103	78	108	97	103	74
山梨県	35	31	38	32	58	52	68	48
長野県	196	89	100	87	144	119	130	97
岐阜県	278	208	215	181	297	263	279	208
静岡県	234	140	188	144	262	226	311	228
愛知県	729	517	572	444	761	621	783	555
三重県	178	134	141	102	161	125	145	106
滋賀県	52	64	56	43	71	61	124	74
京都府	95	94	76	60	101	92	132	109
大阪府	397	307	454	321	585	496	730	535
兵庫県	168	135	208	153	283	248	279	212
奈良県	60	37	63	48	68	60	63	41
和歌山県	17	23	28	16	41	36	36	25
鳥取県	47	15	32	23	38	33	57	44
島根県	48	35	37	25	40	35	30	22
岡山県	199	109	183	132	221	200	187	138
広島県	313	198	234	169	316	290	397	328
山口県	153	66	97	70	98	90	142	114
徳島県	78	31	81	61	78	71	77	58
香川県	156	64	80	54	115	99	126	80
愛媛県	109	71	133	90	142	126	136	107
高知県	47	20	36	28	33	30	50	40
福岡県	346	247	350	283	389	324	463	300
佐賀県	76	30	47	35	49	36	68	48
長崎県	90	59	78	52	101	93	107	68
熊本県	266	156	133	96	183	145	221	147
大分県	71	68	82	50	115	102	127	96
宮崎県	141	72	88	64	117	97	102	70
鹿児島県	168	92	121	96	163	138	168	124
沖縄県	72	54	127	100	117	96	78	56

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注3) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

現状・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷** 事案やデモに参加していない住民に対する暴力等も報告され、**情勢が不透明な状況であったことから、出入国在留管理庁では、2021年5月28日以降、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として、在留や就労を認めることとし、2023年末現在で、約15,000人が在留しているところですが、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない状況です。**
- ◎ 本措置においては、下表「これまでの取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を許可していますが、**誤用・濫用的に緊急避難措置を利用している事例が散見されている**ことを踏まえ、2024年10月1日から、下表「新たな取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を認めることとします（いずれの「特定活動」が許可されている場合でも、本国情勢が改善されていないと認められるときは、更新申請が可能です。）。

これまでの取扱い		新たな取扱い
現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者	自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者	「特定活動（1年・就労可）」
	自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者	「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」

※1 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者については、自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となり、監理団体等が実習先変更に係る必要な措置を講じたにもかかわらず、新たな実習先を確保できなかった場合に在留資格の変更を認める。

※2 「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていると思われるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可

※3 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者で、残余の在留期間がある者については、在留資格の変更を認めない。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらわなければならない。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

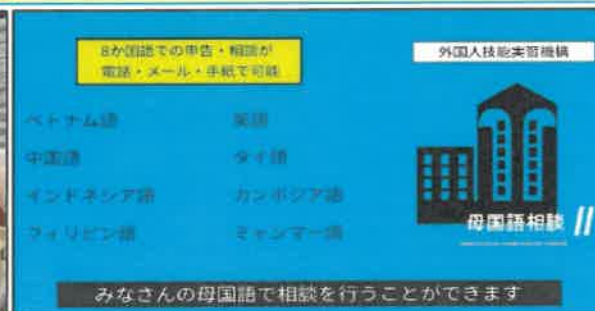
○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
 - 送出機関等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**
- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
 - 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要です。**
 - 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出する。**

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、**再発防止に努めていただくことが重要**です。

監理団体・実習実施者の皆様へ

大切なおしらせ

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いが法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☒ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☒ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL: 03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

STEP 1

在留カード等の
名義人本人
の同意を得る



OK?

STEP 2

在留カード等番号
を入力又はカメラ
で読み込む



手入力
OR
自動読み取り

STEP 3

在留カード等を
読み取る



STEP 4

読み取った画像と
カード券面の記載
内容を見比べて、
相違ないか確認



OK!!

注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

Windows/Mac版



Microsoft
から入手

iPhone版



App Store
からダウンロード

Android版



Google Play
で手に入れよう

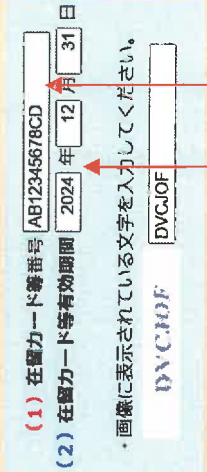
ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

在留カード等の番号と
有効期限等を入力



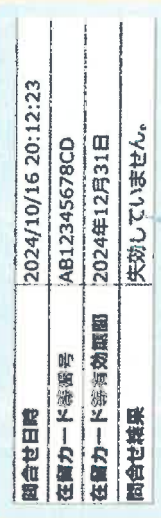
(1) 在留カード等番号 AB12345678CD
(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日

DVCJOF DVCJOF

・画像に表示されている文字を入力してください。

STEP 2

結果を確認し、在留カード等
が失効していないことを確認



OK!!

ウェブサイトURL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>

お問い合わせはこちらへ

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

●地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

<https://www.otit.go.jp/contact/>



※申請に対する進捗確認などの個別事案や機密の具体的な記載に係る相談など詳細が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)

TEL 0570-011000

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



参考資料

生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な労働手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報、カテゴリー別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語用のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



外国人を雇用する事業主の皆様へ

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとり外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。

外国人の適正な雇用にご協力ください

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1	不法滞在者や被退去強制者が働くケース	(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されている人が働く
2	就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	(例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース	(例) ・外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く ・留学生が許可された時間数（原則週28時間以内）を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

●不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長罪）

→3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

●不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→退去強制の対象

●外国人の雇用又は雇傭について、ハローワークへの届出をしなければなり、虚偽の届出をした人

→300万円以下の罰金

不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入籍法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づき就労活動のみ可」
- ②「指定型により指定された就労活動のみ可」
- (在留資格「特定活動」)

②について法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
→就労内容に制限はありません。



2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

- ①許可(原則週28時間以内・風俗営業等の除外を除く。)
- (複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)
- (地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③許可(資格外活動許可欄に記載された範囲内の活動)
- (資格外活動許可書を確認してください。)

これらの方については、就労等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を要してはいない限り就労できませんのでご注意ください。



在留カード等読取アプリケーション
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



在留カード及び「特別永住者証明書」の地方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/myuukokutani01_00182.html

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間では起るトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するように心がけてください。また、雇い条件等については、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であっても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。



異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであっても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることと注意が必要です(円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人(特別永住者)、在留資格「外交」及び「公用」(は除く。)を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づき外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合、ハローワークへ届出してください(この届出を急ぐと罰則の対象となります。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/selsakunitsuite/bunya/koyou/koyou_roudou/gaikoku/jin/todokete/index.html

●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に依り、入管法に基づき所屬機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所屬機関に移籍した場合には、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いいたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制手続発付前(前)に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の範囲を要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については本人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら ▶ https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html



【重要】入国前結核スクリーニングの実施について
(フィリピン、ネパール、ベトナム国籍の方)

入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニングは、対象国（フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国）（※１）の国籍を有し、日本に中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する方を除く。）並びに特定活動告示第５３号及び５４号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする方を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、**結核非発病証明書**の提出を求めるものです。

ただし、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外となります。

また、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度（※２）については、当面の間、本スクリーニングの対象外となります。

※１ 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については現時点で未定です。

※２ JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第５５号（特定自動車運送業準備）、家事支援外国人材受入事業（特区法第１６条の４）

結核非発病証明書について

結核非発病証明書は、日本国政府が指定する国外の医療機関（指定健診医療機関）が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日（胸部レントゲン撮影実施日）から１８０日です。結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時点において、有効期限内である必要があります。

スケジュール

結核非発病証明書の提出義務付け開始日以降に在留資格認定証明書交付申請をされる方は、結核非発病証明書の提出が必要となります。提出義務付けの日以前に申請された方については、結核非発病証明書を提出する必要はありません。

２０２５年６月２３日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（フィリピン・ネパール）

２０２５年９月 １日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（ベトナム）

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html